

仕様書

1. 件 名 区役所運営事務及び選挙事務用トナーカートリッジ①外5点買入

2. 形状及び数量

No	物品名称	形状・寸法・規格等	単位	数量	参考品番	メーカー
1	トナーカートリッジ①	RICOH P6000用	個	10	品番:SP6400H	—
		印刷枚数:10,000枚				
		リサイクルトナー可				
2	トナーカートリッジ②	●製品指定	個	2	—	brother
		TN-27J(純正)				
		約2,600枚印刷可能				
		※FAX-2840対応				
3	トナーカートリッジ③	●製品指定	個	3	—	NEC
		型番:PR-L5350-12純正品				
4	トナーカートリッジ④	●製品指定	個	3	—	RICOH
		商品名:RICOH トナーP6500H				
		印刷ページ数(A4):約10,000ページ				
		※RICOH P6520対応				
		リサイクルトナー不可				
5	ドラムカートリッジ①	●製品指定	個	1	—	RICOH
		商品名:RICOH ドラムユニットP6500				
		印刷ページ数(A4):約40,000ページ				
		※RICOH P6520対応				
		リサイクルトナー不可				
6	ドラムカートリッジ②	●製品指定	個	2	—	RICOH
		商品名:RICOH ドラムユニットP6000				
		印刷枚数:25,000枚				
		※RICOH P6000対応				

3. 納期 令和8年8月31日(月)

4. 納入場所 大阪市西淀川区役所総務課(大阪市西淀川区御幣島1-2-10)
(担当:都築 電話:06-6478-9984)

5. その他

- ① 同等品をもって応じようとするときは、担当者に事前に承認を得たものに限る。
- ② 本仕様書に疑義がある時は、見積書提出(別途、質問期間が設けられている案件については、その質問期間)までに担当者まで照会すること。
なお、契約後の疑義はすべて本市の解釈による。
- ③ 納入にあたっては、事前に担当者に連絡し、その指示に従うこと。
- ④ 納入に際しては、細心の注意を払い、建物等に損傷を与えないこと。
- ⑤ 別紙「暴力団等の排除に関する特記事項」、「グリーン配送に係る特記仕様書」、「不適正契約事案の発注防止について」によること。
- ⑥ 大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。
- ⑦ 納品物が不良品であった場合は、速やかに無償で交換すること。
- ⑧ 契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むこと。
- ⑨ 納品物が原因でプリンター本体に故障や不具合が発生した場合は、受注者にて修理費用を負担し、原状回復を行うこと。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06-6478-9985）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。